

令和2年4月17日

記者発表資料

四日市港管理組合

発表事項	新型コロナウイルス感染拡大に伴う港湾施設使用料等の納付期限の猶予等について
発表内容	<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、影響を受けている船舶代理店、港湾運送事業者等の負担を少しでも軽減することにより、四日市港における港湾活動の維持を図るため、港湾施設使用料等の納付が困難な事業者等に対し、港湾施設使用料等の納付期限の猶予等を行います。</p> <p>1 対象者 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、港湾施設使用料等を納付期限内に納めることが困難になった事業者等が対象となります。 既に、許可済み（納入通知書発行済み）の事業者等も対象とします。 なお、納付済みの事業者等は対象外となります。</p> <p>2 対象となる港湾施設使用料等（令和2年度許可分を対象とします） 納付期限が令和2年10月31日までの間にある以下の港湾施設使用料等</p> <p>(1) 港湾施設使用料 岸壁・さん橋使用料（プレジャーボートを含む）、小型船舶用泊地使用料、荷役機械使用料、荷さばき地及び附属施設使用料、上屋使用料、くん蒸庫及び附属施設使用料、モータープール使用料、野積場使用料、石炭等保管用地使用料、給水栓使用料、管理事務所使用料、陸上電力供給施設使用料、施設用地使用料</p> <p>(2) 入港料</p> <p>(3) 港湾区域内の水域又は公共空地にかかる占用料</p> <p>(4) 海岸占用料</p> <p>3 受付開始日：令和2年4月17日（金）</p> <p>4 猶予等の内容 2の(1)、(2)については、納付期限から最長で6か月、納付期限を猶予します。 2の(3)、(4)については、関係規程に猶予の規定がないことから、分納を活用し、同様の効果を発現していきます。なお、分納は、2回に限り認めます。 （1回目納付期限は、既発行の納付期限から最長で6か月後とし、2回目納付期限は、その1か月後とします。）</p> <p>5 手続きの方法：届出書をFAX等にて提出していただきます。</p>

特 記 事 項	
連 絡 先	<p>〒510—0011 四日市市霞2丁目1-1 四日市港管理組合 経営企画部港営課 課長 西井育央 配船・施設担当副課長 待井健司（電話 059-366-7014） 管理担当副課長 山城卓也（電話 059-366-7013） FAX 059-366-7049 E-mail : kouei@yokkaichi-port.or.jp</p>

※港湾記者クラブ、県政記者クラブ及び第二県政記者クラブに同時発表しています。